

企業行動規範の見直しについて

上場会社は、会社情報の開示の充実を図ることにより透明性を確保することに加え、投資者保護及び市場機能の適切な発揮の観点から、適切な企業行動をとることが求められています。当社では、このような観点から、平成 19 年 12 月に企業行動規範に関する規則を制定しましたが、今般の規則改正では、昨今の上場会社の企業行動の更なる多様化に対応するため、体系の見直し等を行いました。

1 企業行動規範の体系の見直し

企業行動規範で定めている事項について、上場会社として最低限守るべき事項を明示する「遵守すべき事項」と上場会社に対する要請事項を明示し努力義務を課す「望まれる事項」に区分しました。なお、「遵守すべき事項」に違反した場合は公表・警告措置等の対象となります。

※公表・警告措置については資料②「適時開示等規則及び企業行動規範に関する規則の実効性を確保するための措置の見直しについて」を御参照ください。

<企業行動規範の構成>

○遵守すべき事項

- ・流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、株式併合、単元株式数の変更の禁止
- ・M S C B等の発行に係る遵守事項
- ・書面による議決権行使等
- ・上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備
- ・取締役会、監査役会又は委員会、会計監査人の設置
- ・会計監査人の監査証明等を行う公認会計士等への選任
- ・業務の適正性確保するための必要な体制整備
- ・買収防衛策の導入に係る尊重事項
- ・上場後短期間における株式の非公開化の実施
- ・【新設】第三者割当に係る遵守事項
- ・【新設】独立役員の確保
- ・【新設】M B O等の開示に係る遵守事項
- ・【新設】内部者取引の禁止
- ・【新設】反社会的勢力の排除
- ・【新設】流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止

○望まれる事項

- ・投資単位の引下げ
- ・議決権行使を容易にするための環境整備

- ・内部者取引の未然防止に向けた体制整備
- ・反社会的勢力排除に向けた体制整備
- ・【新設】コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組み
- ・【新設】上場会社監査事務所等による監査
- ・【新設】会計基準の変更等についての的確な対応に向けた体制整備

2 「遵守すべき事項」における新設項目

(1) 第三者割当に係る遵守事項

上場会社が第三者割当を行う場合で、①希薄化率が25%以上となる時、又は②支配株主が異動することになるときは、原則として、a 経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、又はb 当該割当に係る株主総会決議などの株主の意思確認の手続きを経ることを義務付けることとしました。ただし、例えば、資金繰りが急速に悪化して、a 又はb の手続きを行うときに困難であるなど、緊急性が極めて高い場合は、例外的に当該手続きを不要とすることとしています。

【企業行動規範に関する規則第2条】

＜第三者割当に係る遵守事項その他実務上の取扱い＞

第三者割当に係る遵守事項その他第三者割当に係る上場制度の概要、実務上の留意事項の詳細及び適時開示実務上の取扱いは、資料④－1「第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項等について」を御参照ください。

(2) 独立役員の確保

上場内国株券の発行者は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（同条第16号に規定する社外監査役をいう。）をいう。以下同じ。）を1名以上確保することを義務付けることとしました。

【企業行動規範に関する規則第7条】

＜独立役員の確保に係る事務上の取扱い＞

独立役員の確保に係る実務上の留意事項、独立役員届出書の提出に係る留意事項及び独立役員のコーポレート・ガバナンス報告書における開示に係る留意事項については、資料③－2「独立役員の確保及びコーポレート・ガバナンス報告書における開示等について」を御参照ください。

(3) MBOの開示に係る遵守事項

上場会社は、MBO等（公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）又は支配株主による公開買付け）に関して意見表明等を行う場合は、適時開示を必要かつ十分に行うことを義務付けることとしました。

【企業行動規範に関する規則第12条】

<MBO等の開示に係る適時開示実務上の取扱い>

MBO等に関して意見表明を行う場合には、資料④－2「MBO等に係る企業行動規範の新設に伴う適時開示実務上の取扱いの見直しについて」を踏まえ、適切に御対応ください。

(4) 上場会社としての内部者取引の禁止

上場会社は、当該上場会社の役員、代理人、使用人その他の従業員に対し、当該上場会社の計算における内部者取引※を行わせてはならないこととしました。

※金融商品取引法第166条及び第167条によって禁止される取引をいいます。

【企業行動規範に関する規則第13条】

(5) 反社会的勢力の排除

上場会社が、上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして、以下の関係を有することを禁止することとしました。

- ・ 次に掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれら準ずる者（以下、この項目において「暴力団等反社会的勢力」という。）である関係
 - a 上場会社
 - b 上場会社の親会社等
 - c 上場会社の子会社
 - d 上場会社の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものも含む。）をいう。）
- ・ 上記のほか暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している関係

【企業行動規範に関する規則第14条、企業行動規範に関する取扱い4】

なお、上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして上記の禁止されている関係を有している事実が判明した場合において、その実態が当社の市場の信頼を著しく失墜させたと当社が認めるときには、その上場を廃止するものとしています。

【株券上場廃止基準第2条第1項第19号、同取扱い1(16)、ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例第17条第1項第18号、同取扱い19(15)】

(6) 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止

上場会社は、企業行動規範上の「遵守すべき事項」に個々に掲げられた事項に加えて、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると当社が認める行為を行うことが禁止されています。

【企業行動規範に関する規則第16条】

これは、企業行動規範の「遵守すべき事項」に関するいわゆるバスケット条項として定められているものであり、「遵守すべき事項」として個別に掲げる事項に加え、企業行動規範の趣旨に照らしてそれに準じる行動についても禁止するものです。

3 「望まれる事項」における新設項目

(1) コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組み

上場会社は当社からの要請を踏まえて、株主の権利を尊重し、その持分に応じて平等に扱い、投資者の信頼性向上を図るべく、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めることとしました。

【企業行動規範に関する規則第18条】

なお、「コーポレート・ガバナンス充実への取組みに関する要請」（平成21年12月25日付 大証上場第5514号）にて御案内のとおり、本規定に係る要請を行っております。

※コーポレート・ガバナンス充実への取組みに関する要請については、別添①を御参照ください。

(2) 上場会社監査事務所等による監査

上場会社（上場外国会社を除く。）は、日本公認会計士協会による上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所又は準登録事務所名簿に登録されている公認会計士等の監査を受けるよう努めることとしました。

【企業行動規範に関する規則第20条】

(3) 会計基準の変更等についての的確な対応に向けた体制整備

上場会社（上場外国会社を除く。）は、会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加その他会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めることとしました。

【企業行動規範に関する規則第 23 条】

4 企業行動規範違反への対応

有価証券上場規程では、企業行動規範の「遵守すべき事項」の違反行為などに対して、違反行為公表措置、警告措置、改善報告書・改善状況報告書徴求、特設注意市場銘柄の指定など、その実効性を確保するための措置を講ずることができることを定めています。

【有価証券上場規程の特例第 14 条の 2～第 14 条の 10】

※ 実効性を確保する措置については資料②「適時開示等規則及び企業行動規範に関する規則の実効性を確保するための措置の見直しについて」を御参照ください。

以 上

コーポレート・ガバナンス充実への取組みに関する要請（抜粋）

当社では、上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備の一環として、企業行動規範に関する規則第18条において「本所からの要請等を踏まえて、株主の権利を尊重し、その持分に応じて平等に扱い、投資者の信頼性向上を図るべく、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとする」旨を規定いたしました。

コーポレート・ガバナンスの充実にあたっては、株主に加え、様々な利害関係者を尊重することも期待されており、そのためには適時適切に行われる十分な情報開示によって企業活動の透明性を確保することや取締役会・監査役（会）が期待される役割を果たすことが重要と考えられます。

コーポレート・ガバナンスのあるべき姿は、規模や業務内容等、個々の企業の状況により多様なものではありませんが、他社の効果的な事例等を十分踏まえつつ、自社にとって最適なコーポレート・ガバナンス体制を検討していただくこと及び各社のガバナンスの体制の内容とその体制を選択する理由について十分な開示を行っていただく必要があります（「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」においては、別紙のとおり、①委員会設置会社化、②社外取締役を中心とした取締役会、③社外取締役の選任と監査役会等との連携、といったモデルが株主・投資者等からの信託を確保していく上で、多くの上場会社にとってふさわしいコーポレート・ガバナンスのモデルとして提示されています）¹。

また、取締役の職務執行の監査を行う機関である監査役の機能強化の観点から、①監査役監査を支える人材・体制の確保（このための内部監査・内部統制部門との連携）、②独立性の高い社外監査役の選任、③財務・会計に関する知見を有する監査役の選任、等の措置が講じられていくことが望ましいと考えられます。

なお、近年、持株会社等を用いた企業のグループ化の進展に伴い、上場会社のコーポレート・ガバナンスは、親会社単体だけではなく上場会社の企業集団全体において実現されることが重要となっており、上場会社においては、企業集団全体としてコーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう取り組むことが求められています。例えば、親会社の経営に重要な影響を与える中核子会社が行う経営上の重要な決定等に関しては、当該子会社の経営陣の見解が親会社の株主に対して適切に開示されることが必要と考えられます。

上場会社の皆様におかれましては、以上の点についても十分ご留意いただき、より一層コーポレート・ガバナンスの充実に努めて頂きますようお願い申し上げます。

¹ 詳細は金融庁ホームページ参照(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090617-1.html)